
令和 6 年 第117回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和 6 年 3 月22日（金曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 6 年 3 月22日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|------------------------------|--|
| 日程第 1 | 第32号議案 | 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 2 | 第33号議案 | 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 第34号議案 | 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 | 第35号議案 | 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 5 | 第37号議案 | 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 6 | 第38号議案 | 令和 6 年度神河町一般会計予算 |
| | 第39号議案 | 令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算 |
| | 第40号議案 | 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第41号議案 | 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第42号議案 | 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算 |
| | 第43号議案 | 令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算 |
| | 第44号議案 | 令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第45号議案 | 令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算 |
| | 第46号議案 | 令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算 |
| | 第47号議案 | 令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算 |
| | 第48号議案 | 令和 6 年度神河町水道事業会計予算 |
| | 第49号議案 | 令和 6 年度神河町下水道事業会計予算 |
| | 第50号議案 | 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計予算 |
| 日程第 7 | 第51号議案 | 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 承認第 1 号 | 第 2 次神河町長期総合計画後期基本計画の策定の件 |
| 日程第 9 | 承認第 2 号 | 公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件 |
| 日程第10 | 発委第 1 号 | 神河町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件 |
| 日程第11 | 発委第 2 号 | 「特定商取引法平成28年改正における 5 年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について |
| 日程第12 | 議員派遣の件 | |
| 日程第13 | 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について | |
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第32号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 第33号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 第34号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 第35号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 第37号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 第38号議案 令和 6 年度神河町一般会計予算
- 第39号議案 令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
- 第40号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第41号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第42号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第43号議案 令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第44号議案 令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第45号議案 令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第46号議案 令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第47号議案 令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第48号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計予算
- 第49号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計予算
- 第50号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第 7 第51号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第 1 第52号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 8 承認第 1 号 第 2 次神河町長期総合計画後期基本計画の策定の件
- 日程第 9 承認第 2 号 公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件
- 日程第10 発委第 1 号 神河町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件
- 日程第11 発委第 2 号 「特定商取引法平成28年改正における 5 年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 番 小 島 義 次 | 7 番 松 岡 宣 彦 |
| 2 番 木 村 秀 幸 | 8 番 藤 森 正 晴 |
| 3 番 澤 田 俊 一 | 9 番 藤 原 資 広 |
| 4 番 廣 納 良 幸 | 11 番 栗 原 廣 哉 |

5 番 安 部 重 助
6 番 吉 岡 嘉 宏

12番 小 寺 俊 輔

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹		木 村 弘 美
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博		春 名 常 洋
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長			井 上 淳一郎
.....	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事			児 島 浩 司
.....	高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事	
			宮 本 公 平

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 117 回神河町議会定例会の第 5 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

日程に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議

しましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第52号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第10号）、議会が提出した発委第1号、神河町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件について、発委第2号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、いずれも提案説明の後、質疑、討論、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第5号、日程第7の後に、議事日程第5号の2の追加日程第1として第52号議案を追加したいと思います。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上報告とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第52号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第10号）を議事日程第5号の日程第7が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第52号議案は、議事日程第5号の日程第7が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第5号の審議に入ります。

日程第1 第32号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第32号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第32号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）の審査報告をいたします。

3月4日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第32号議案につきましては、3月7日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、

負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。

まず歳入です。1点目として、神河小学校跡地整備事業について。

当初予算では国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金2億円を見込んでいたが、令和5年度の出来高が6.3%で1億8,583万1,000円の減額となった。財源不足を補うために過疎債を1億8,560万円増額し、当該事業の令和5年度分の過疎債が6億6,030万円となった。デジタル田園都市国家構想交付金であれば返済の必要がないが、過疎債は償還しなければならない。交付金を適切に活用することができなかったのかという問いに対しまして、実質公債費比率が上昇しているので、後々の償還を伴わない補助金としてデジタル田園都市国家構想交付金を有効に活用しようと努力した。令和5年分の整備事業の出来高が少なれば財政的に非常に大きな影響があるので、次年度への事故繰越を何とか認めていただけるように近畿財務局と協議を行ったが、結果的に認めていただけなかった。並行して県市町振興課と協議を行ったが、既に過疎債の枠もなく困難な状況であった。その後も再三足を運び協議したところ、追加で国に申請していただき、結果的に有利な財源である過疎債が認められた。今後、大きな事業を進めるときには確実な財源を求めるという姿勢で取り組むとの回答でありました。

関連した質問として、デジタル田園都市国家構想交付金から過疎債への組替えにより一般財源の充当額が増額するが、実質公債費比率や長期財政計画、シミュレーションに影響はないのかの問いに対しましては、財政シミュレーションでは、実質公債費比率は令和10年ぐらいに非常に厳しい状況になるが、今回の過疎債の借入償還は、県と協議し、30年償還で据置き5年という形で認めていただいているので、長期財政計画に大きな影響はないと認識しているとの回答でありました。

さらなる質問として、今回、特別に過疎債を約2億円認めていただいたが、令和6年度以降の過疎債の発行額に影響はないのかの問いに対しましては、県に考慮いただき、過疎債の中でも特別部分として措置していただいているので、来年度以降の過疎債について影響が出ることはないとの回答でありました。

次に、雑入の起債償還受入金、グリーンエコー笠形償還補填の355万円減額についての問いであります。指定管理者である株式会社ドリームアウェイの経営不振の理由は何かの問いに対しましては、昨年の決算では、グリーンエコー笠形本体と体育施設の決算の区分が正しくされてなかった。本体で約1,800万円の赤字であった。本年度は約450万円の赤字となる見込みである。なお、決算区分については指導を行ったとのことでした。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより回復している。入り込み客数は1月末現在で対前年117.22%の9万888人であるとの回答でありました。

関連した質問として、料理長が不在となり、2月にレストラン営業を休業していた。今後はレトルトになるという話も聞いている。このような状態で今後の経営がどうなるのか不安であるとの問いに対しましては、料理長の退職に伴う料理の提供の在り方については、レストランの責任者である料理長は当然必要であろうと指定管理者に伝えている。しかし、現在は採用の見込みや予定がないという返事である。町の方針をしっかりと伝え、指導もしていきたいとの回答でありました。

さらなる質問としまして、グリーンエコー笠形は部屋も広く宴会の利用も多かったが、レトルトになると利用しなくなると思う。経営者に施設を守っていく、料理を提供するという意識がないのではないかと問いに対しまして、町長から次のとおり答弁がありました。これまでも常任委員会や定例会での質問に回答してきた。基本となるのは、今回の指定管理契約に至るまでの公募、そして応募に至ってのプレゼンテーションの内容に基づいた経営ができているのかできていないのか、まずそこを設置者としてしっかりともう一度点検することが必要であると考えている。実際、新型コロナウイルス感染症という大きな環境の変化もあったが、公募時には既にコロナ禍にあったので、その影響を踏まえて、最悪の状態も予測して応募されるべきものだろうと思っている。繰り返しになるが、今の経営内容がプレゼンテーション時の内容に合致しているのかをしっかりと点検し、その中で問題があれば解決に向けてどうしていくのか協議を行い、最終的に毅然とした態度で設置者としての責任を果たしていかなければいけないという強い気持ちである。場合によっては最悪の事態も考えなければならないとの回答でありました。

関連して、グリーンエコー笠形の指定管理者は2年続けて町に355万円の損害を与えている。一方で、峰山高原スキー場の指定管理者は、赤字で3,000万円の施設利用料の支払いができなかったが、後年度に分割で支払っていただいている。同じ赤字の状態、減免と分割での支払いという2通りの考え方は整合性がない。グリーンエコー笠形の収支が赤字の場合に施設利用料を減免できる規定は年度協定書によるものである。毅然とした態度で指定管理者と協議を行うとのことなので、3年目となる令和6年度の年度協定書からこの条項を外すとの場で明言してほしいとの問いに対しましては、令和3年9月10日から12月1日の間に指定管理者の公募を行ったが、グリーンエコー笠形については応募がなかった。2回目の公募を令和3年12月2日から行った際に募集要項を一部変更し、施設使用料355万円について、当年度収支が施設利用料の納付を含め赤字となる場合は、355万円を上限に、赤字相当額の施設利用料を減免できるものとするとした。当然契約条項について法的な部分も出てくるので、町の顧問弁護士とも相談し、十分に検討していきたいとの回答でありました。

さらなる質問としまして、募集要項と協定書の関係について、法的な部分は守っていただきたい。しかし、今のところ黒字決算が見込めない状況で、3年目、4年目以降も355万円を減免し続けるのか。公平性も含め、毅然とした態度で協議しなければならないとの問いに対しまして、副町長から、峰山高原スキー場とグリーンエコー笠形の違

いは、峰山高原スキー場は投資をする段階で法人との話合いの上で起債の償還部分を利用料として頂くという約束で始まったが、グリーンエコー笠形の場合は前指定管理者からの約束事であったという点である。前指定管理者が数年間にわたって2,500万円の赤字を出して撤退された経緯から、新しい指定管理者に同じ条件で利用料の負担を求めることができるのか検討し、2回目の募集時に赤字の場合の減免規定を設けた。現指定管理者のプロポーザル時の提案は、3年間は赤字で、以降は黒字化していくという計画であった。当初に提案があった計画をしっかりと押さえ、毅然とした態度で、町としてあるべき姿を指定管理者に伝えるとの回答でありました。

関連して、グリーンエコーの指定管理者である株式会社ドリームアウェイは神河町に拠点がある。法人町民税や従業員の個人町民税の特別徴収分は滞りなく納付されているのかの問いに対しましては、納期どおりに納付されているとは言えない状況であるとの回答でありました。

グリーンエコー笠形について、最後に、法的な部分を顧問弁護士に相談し、対処法を考え、議会にも報告していただきたいとの問いに対しまして、町長から、今の経営状況が当初のプレゼンテーションの内容と合っているかをしっかりと点検し、今後の契約については顧問弁護士に相談し、しかるべき措置を取っていかねばいけないという時期に来ていると認識しているとの回答でありました。

次に、歳出についてです。総務費について。一般管理費のふるさと納税一括代行業務委託料735万円減額の理由はの問いに対しまして、ふるさと納税は1億円を目指していたが、約6,000万円の収入見込みとなり、実績見込みにより代行経費を減額した。返礼品として伊藤園のお茶が好評であったが、神戸市が新たに伊藤園のお茶を返礼品とされ、当町へのふるさと納税が大幅に減ったとの回答でありました。

さらに、ふるさと納税の実績が伸びないのは、他市町と比べて返礼品に魅力がないからかの問いに対しましては、伊藤園のお茶以外の返礼品が伸びていない。新しい返礼品の開拓が必要であると認識しているとの回答でありました。町長からも回答がありました。市川町は毎年4億円というレベルで実績が上がってきている。返礼品の第1位が卵、第2位がアイアンである。神河町は目玉になる返礼品がないと認識している。また、加西市は年間60億円を上回る実績があるが、複数の専属担当者が配置されており、環境の違いがある。令和5年度に作成したふるさと納税のパフレットを活用し、令和6年度はしっかりとPRしていきたい。返礼品として好評である伊藤園のお茶や神河町産のお米を1年間毎月お届けするお届け便などを返礼品にすることにより、ふるさと納税が増えると捉えている。返礼品に工夫を凝らし、人材配置や委託も視野に入れ、進めたいとの回答でありました。

次に、交通対策費のJR遠距離通勤・通学等補助金650万円の減額について。最終的な決算見込みと利用者数は何人かの問いに対しましては、減額補正後の予算額は350万円で、実質見込みは、実人数77人で334万7,000円であるとの回答でありま

した。

以上は主な質疑応答の内容です。なお、詳細につきましては審査報告書を御覧ください。また、タブレットには会議録も掲載されておりますので、併せて御確認をください。

これで第32号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第9号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決しました。

-----・-----・-----

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第33号議案から第35号議案及び第37号議案について経過を説明します。

第33号議案から第35号議案及び第37号議案については、2月29日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明がありました。3月4日の本会議においてそれぞれ質疑を行い、本日、討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

-----・-----・-----

日程第2 第33号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第33号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第33号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第34号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

討論に入る前に、発言の訂正があります。

3月4日の本会議で、吉岡嘉宏議員より一般備品購入費の減額について質疑があり、平岡住民生活課長が答弁をされましたが、その答弁内容に誤りがありましたので、ここで発言の訂正を許可します。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。申し訳ありません。本議案の本会議での質疑応答の際に吉岡議員から質問いただきました歳出の総務費、一般管理費の備品購入費29万6,000円の減の内容で、後期高齢医療システムの更新による端末機の購入が次年度へ延期されたことによる減と、私、申し上げました。その端末機の台数についてお尋ねがあり、私は1台とお答えをしましたが、神崎支庁舎でも保険証を発行するためにこの端末機を使用いたします。その関係で、支庁舎の分と合わせて2台分の購入費ということでございました。訂正をさせていただき、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（小寺 俊輔君） 発言のあったとおり訂正となりますので、御了承願います。

それでは、上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより、第34号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第35号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第35号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第35号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 3 5 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 5 第 3 7 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 5、第 3 7 号議案、令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 3 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 3 7 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 6 第 3 8 号議案から第 5 0 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 6、第 3 8 号議案から第 5 0 号議案、令和 6 年度各会計予算を一括議題とします。

1 3 議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

栗原廣哉予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 改めまして、おはようございます。予算特別委員会委員長の栗原です。それでは、予算特別委員会の審査内容を報告します。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る 3 月 4 日の本会議において当委員会に付託されました第 3 8 号議案、令和 6 年度神河町一般会計予算並びに第 3 9 号議案から第 5 0 号議案までの各特別会計・企業会計予算について、3 月 1 1 日と 1 2 日の 2 日間、議長を除く 1 0 名の委員により審査を行いました。審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきなのかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第 3 8 号議案、令和 6 年度神河町一般会計予算については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で、当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第 1 1 条第 7 項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解をお願いします。

審査の結果に戻ります。第 3 9 号議案、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別

会計予算から第50号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計予算については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承ください。

第38号議案、令和6年度神河町一般会計予算。

まず、歳入についてであります。クエスチョン、森林環境譲与税6,250万円の充当先は。アンサー、主な充当先は2つの事業で、一番大きな充当先は林業振興費の森林環境譲与税活用事業である。重点的に森林所有者への意向調査、条件不利地での間伐作業に充当している。もう一つは、森林管理100%作戦推進事業の植栽部分に充当している。

クエスチョン、重点支援地方交付金は国において1.6兆円追加されているが、当町に交付される重点支援地方交付金は幾らか。国が示す推奨メニューに係る限度額は約3,000万円ほどある。

次に、歳出です。総務費。クエスチョン、粟賀小学校跡地整備事業について、遊具等、本体工事以外の工事は、追加変更ではなく新たに入札を行うのか。アンサー、基本的には別工事で発注させていただく。

クエスチョン、令和7年度に予想される経費の見込額の総額が7,000万円余りだが、現段階で考えておられる財源は。アンサー、基本的には、備品等、特定財源で充当できるものがないので、基金もしくは一般財源を充当する。

クエスチョン、今後も企業版ふるさと納税等基金の活用も考えていただき、できるだけ一般財源を抑える取組をしてほしいが。アンサー、できるだけコストを抑えながら、効率的に行政サービスを進めていくという基本姿勢で取り組みたい。

クエスチョン、災害時の一時的な避難場所としての利用も考えられ、町内外の方々が大勢集まる場ということで、公衆無線LAN、Wi-Fi環境を整備する計画はあるのか。アンサー、今現在は施設内のWi-Fi環境整備を検討している。

クエスチョン、企業誘致事業について、去年は民間企業から人材派遣をしていただき、企業誘致についていろいろと検討。指導を仰ぐ中でサテライトオフィスという方向性を出されているが、今年はその方向で企業誘致を進めるのか。アンサー、令和6年度は、これまでの企業誘致、サテライトオフィスの誘致を併せて進めていきたい。

クエスチョン、しっかりと企業誘致を進め、違った形の神河町をつくらなければ、若者が町外に流出し、人口減少が加速するが。アンサー、企業誘致で若者の仕事場をつかっていきたい。どんな業種を選定するかは、若者の意見を聞き、仕事がしやすい環境を町一体となってつくってきたい。

クエスチョン、今回は要望がなかったので集落集会所施設整備事業はゼロ計上されてい

るが、本年度要望があれば対応できるのか。アンサー、要望が出てきた場合は補正で対応させていただく。

クエスチョン、今年度も車両購入したにもかかわらず、今も運行できず宝の持ち腐れになっている。なぜ、スクールバスについて検討しないのか。アンサー、ウイング神姫と、児童生徒の送迎ができるコミュニティバス、デマンドバスを運行できないか協議中である。令和6年度スクールバス導入についても、教育委員会と検討、研究をしていきたいと考えている。

次に、民生費であります。クエスチョン、結婚新生活支援事業の予算150万円で、補助金額が29歳以下の世帯で上限60万円とあるが、予算がなくなれば申請があっても補助しないのか。アンサー、予算を上回る申請があった場合は、財政担当と予算について協議し、対応したいと考えている。

クエスチョン、結婚新生活支援事業で、若者世帯向け家賃補助事業と結婚新生活支援事業で賃貸の家賃は重複して受給できるのか。アンサー、重複で受給はできない。まずは結婚新生活支援事業で支援を受けていただき、その後、若者世帯向け家賃補助事業で補助する。

クエスチョン、子ども会活動について。ここ数年はコロナ禍で球技大会等の事業が実施できていないが、令和6年度の予定は。アンサー、球技大会は、各子ども会に意向調査を行った結果、全ての子ども会において参加しないという回答をいただいている。

クエスチョン、今年は実施しないではなしに、行政から実施の方向で指導もしていかなければ、子ども会に加入していながら人間関係が薄れてきており、何とか競技大会等、活動を復活したいという声が多く出ている。その辺りも考えて行政からも進めていただきたいが。アンサー、本当にそういう声が大きくなれば、いろんな球技も検討する必要があると思っている。今後、球技大会の在り方についても検討させていただく。

クエスチョン、緊急通報システムは、機械を何名に配布されているのか。また、緊急通報はどこにつながり、誰が対応するのか。現在43名に配布している。警備会社に業務委託しており、大阪のコールセンターにつながるようになっている。コールセンターでの受付は常時24時間体制で看護師免許を所有されている方をお願いしており、緊急の場合は看護師の判断により救急車等の対応をしていただいている。

次に、衛生費であります。クエスチョン、病院への補助金や出資金はどういう形で支払われているか。アンサー、病院の補助金・出資金は、令和4年度、5年度については3回に分けて支払っている。金額、時期は固定せず、一般会計の資金繰りに合わせて支出している。

次に、農林水産業費です。クエスチョン、神河町はどういう方向性で農業を進めていくのか。アンサー、神河町の農業は、はっきりした特徴がある農業ではない。確実に農地を維持し、農業をしていく中で新しい取組を考えていく必要があると考える。できることからこつこつ取り組むスタンスで進めている。

次に、商工費です。クエスチョン、スキー場の人工降雪機の修繕は、露天に置きっ放しにしていることが修繕の原因なのか。アンサー、人工降雪機個々ではなく、高圧ポンプや人工降雪機全体に係る修繕である。

クエスチョン、商工振興費の商工会への補助金は、毎年、予算編成時に商工会と協議をしているか。アンサー、商工会と十分協議をした上で予算計上している。

次に、土木費です。クエスチョン、道路橋梁補修工事は、鋼橋のさびかけた部分の修繕も含まれているのか。アンサー、道路橋梁新設改良費の橋梁修繕工事請負費には、鋼橋さび、ＰＣ工のコンクリート橋もある。５年に一度、定期点検を行い、３判定が出たところは早急に修繕を行う。種類によって橋を分けるのではなく、箇所的なところで分けている。

次に、消防費です。クエスチョン、中播消防署北部出張所建設用地の購入については、税務課とも調整しながら進められているのか。アンサー、税務課とも協議し、不動産鑑定も業者委託し、土地等の金額を算出している。

クエスチョン、非常備消防団活動事業に関連し、現在の定員数と実団員数は。また、団員不足についての対策は。アンサー、神河町消防団の条例定数は６５０名である。令和５年度の実団員数は５１５名で、令和６年度は３２名減の４８３名の予定である。団員不足対策として、消防団の魅力の発信と消防団活動の負担軽減を考える必要がある。

次に、教育費であります。クエスチョン、学校給食費について、令和６年度のみ園児、児童、生徒は半額になる予定であるが、教師、職員はどうなるのか。アンサー、園児、児童、生徒は半額、給食センター職員、教職員は従来どおり改定額を全額徴収する。

クエスチョン、自治体の子育て支援の状況を見ると、中学校卒業まで給食費は無料という自治体が非常に増えているが、神河町においては給食費無料という考えはないのか。アンサー、令和６年度は特定財源があるので給食費の半額補助を実施するが、今後、財源がなければ半額補助は終了となる。

他の経費を削ってでも子育て支援にお金を費やそうという根本的な考え方で取り組んでいただきたいが。アンサー、令和６年度の給食費半額補助は国の補助を活用するという事で理解いただきたい。

クエスチョン、はにおか運動公園のトイレの改修工事で２５０万円計上されているが、トイレの洋式化に伴う工事費か。アンサー、トイレの洋式化に伴う工事費である。

クエスチョン、すばーく神崎や他の町の体育施設等のトイレの状況は。アンサー、財政とも協議し、予算確保して早急にトイレの洋式化に努めたい。

次に、総括質疑であります。クエスチョン、人口減少対策、若者に対する子育て支援等の情報を関係者、町民に対してどのように周知されているのか。アンサー、新しい町の政策も含め、町の広報誌、町のホームページに記載し、毎月の告知放送によりお知らせしている。また、毎年開催しているブロック別懇談会で、区の三役さんを中心に町の施策を配布している。各種団体の総会等が開催される際に、町の施策の特徴的なところ

をお知らせしている。

クエスチョン、今言われた場で関わった方は分かっておられるが、それ以外の方は知っておられないが。アンサー、情報発信しているつもりだが、住民の方は何を見たら自分が欲しい情報が得られるのか分かりづらいという声も聞く。特に若い方々に神河町の特徴的な政策についてPRできるような仕組みを工夫していきたい。

クエスチョン、人口減少が進む中、労働力の確保が非常に難しい時代になっている。神河町でも若者の都市部への流出が多い中、神河町だけで人材を確保することが大変難しい。町長はコワーキングスペースやサテライトオフィスという構想を持っておられるが、将来的にはどのような方向性をお持ちか。アンサー、まずはインターネット環境をしっかりと整え、コワーキングスペースを設置することにより人が集まってくると捉えている。

クエスチョン、若者は一度都会に出るとなかなか帰ってこないが、何とか引き止めることはできないか。アンサー、都会にはない魅力をしっかりと発信していくことが重要であり、全てを便利な都会のようにするのではなく、不便さも残っているが住み心地は最高だ、買物をしたいと思えば、少し足を伸ばせば確実に買物ができるといった広域的な環境整備も含め、今後、政策展開していきたい。

クエスチョン、最近、補助金頼りというイメージが強いが。アンサー、何をするにしても、補助金をいかに上手に活用してまちづくりを進めていくかということが神河町のまちづくりの大きな柱である。補助金を活用しながら、より効果の大きいまちづくり政策を展開する。

クエスチョン、総務文教委員会から提案したスクールバスの導入に向けた検討会議は何月に立ち上げるのか。アンサー、スクールバスの検討についても、新年度早々に関係部局を集め、スケジュール感を出して取り組む。

クエスチョン、町全体で子育てをしていくための戦略は。アンサー、教育は教育委員会という考えは私の中にはなく、教育について一緒になって考えていきたいと思っている。とにかく子供が神河町の自慢をできる、都会に行って自慢できるといった教育環境を一緒になってつくり上げていきたい。

クエスチョン、デマンド交通車両を購入したが、活用できていないのでは全く話にならない。もっと危機感を持って仕事に取り組んでいただきたいが。アンサー、厳しい御意見もごもっともであると私自身捉えている。協議の場にも私も出席し、一緒に考え、できるだけ早期によいものをつくっていきたい。

次に、第39号議案、令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計予算。

クエスチョン、今年度から病児・病後児保育が加わり、新たに神河町ケアステーション事業特別会計となったが、担当課は健康福祉課でいいのか。事業内容は健康福祉課の事業を行っているかもしれないが、運営上、実態はどうか。アンサー、病院の印象が強いが、より強化する、充実するという観点において健康福祉課がもっと主体的に関

わっていくべきであるという位置づけをし、健康福祉課にも担当を置いて事業を行う。

次に、第40号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計予算。

クエスチョン、財政調整基金繰入金は、当町の財政調整基金を利用して兵庫県統一国民健康保険税に向けた税率アップを少しでも止めるということで計上されているのか。アンサー、急激な被保険者の負担増とならないように、今ある基金を投入し、最終的に兵庫県統一国民健康保険税の税率にする。

クエスチョン、何らかの形で住民周知してほしいが。アンサー、広報等、いろんな手段を通じ、国民健康保険を取り巻く状況を被保険者に理解していただけるように努める。

第43号議案、令和6年度神河町土地開発事業特別会計予算。

クエスチョン、多自然居住業務委託料は、毎年、高額な予算を計上されているが、決算時は少額になる。株式会社木栄だけに任すのではなく、次年度に向けて町としてどのように考えているのか。アンサー、令和6年度は、これまで以上に株式会社木栄と一緒に利活用について検討したい。

次に、第48号議案、令和6年度神河町水道事業会計予算。

クエスチョン、これからの町水道の運営についてのお考えは。アンサー、水道事業については、このままの状態では令和7年度に赤字になるというシミュレーションが出ていたが、令和4年度決算に基づき経営戦略の財政シミュレーションを見直したところ、何とか令和10年度までは黒字決算できるという見通しを立てている。来年度は、漏水が多いということで兵庫県全体で取り組む人工衛星を使った漏水調査にも参画し、町内の漏水箇所の把握に努めたい。

クエスチョン、管路全長200キロのうち、管路の改修、更新はどれぐらいされているか。アンサー、年度等によって少し違うが、平均すると2キロから3キロ更新を計画しており、昨年度と6年、7年度の3か年は、2億円をかけて配水池の大きな更新をするので管路の更新事業は少なくなるが、配水池の大規模工事が終わればスピードアップし、4キロ、5キロという更新工事を計画したい。

次に、第50号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計予算。

クエスチョン、約2億円の赤字予算でスタートされるが、一般会計から赤字分を補填して収支均等予算でスタートするほうがよいのではないか。アンサー、企業会計なので、収益を上げるか費用を落とすか、どちらかを考えるのが基本である。決められた繰り出し基準に基づき、町は支援という形で補助金を入れていく。もう一つのアンサー、当初から赤字予算を見込むというのは望ましい状況ではないが、現実的な数値であると受け止めている。

クエスチョン、経営改善計画や経営強化プランを立てられているが、4月1日から、改善に向け、どのような取組をされるのか。アンサー、療養型の入院機能の導入と在宅医療機能の導入、さらに広域病院からの転院患者の受入れを柱にし、決まったことを忠実にやり遂げたいと思っている。病院で決まったことはやるんだという方向で自分を律

していくことは、今の当院のステージにおいて一番大事なことだと考えているので、今後、特にその辺りを周知していきたい。

クエスチョン、大きな赤字を出して経営していくことは大変なことである。町長としての考えは。アンサー、繰り出し基準を設け、繰り出し基準に基づいた運営ができるよう、病院経営改善計画を中心に職員一丸となって一つの方向に向かって進めていきたい。

委員会として、審査中に出された質疑や意見について真摯に受け止めていただき、事務事業の計画的かつ着実な実施と予算の適切な執行に努めていただくようお願いしました。なお、議案審議の記録は事務局に保管してありますので、また御覧ください。

これで予算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第38号議案、令和6年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第38号議案、令和6年度神河町一般会計予算の反対討論をいたします。

本年度も、限られた財源の中での厳しい予算編成であります。人口減少対策として、若者支援、子育て支援の新たな対策、中学生の自転車購入補助、小学生、中学生の入学祝い金と、他市町にない対策であり、以前のキャッチフレーズ「住むならやっぱり神河町」に近づいたような気もいたします。しかし、小学生、中学生、1人30キロの玄米の提供は3年間の予定であります。また、幼稚園、小学校、中学校の給食費の半額補助は価格高騰重点支援地方交付金を使っての事業であり、令和6年度限りであります。この選択でよかったのでしょうか。課題を残します。補助金があるまではやる、なくなれば検討しますの予算では思いが伝わりません。この補助が後の政策に生かされるかが問われます。この魅力ある事業をいかにして情報発信していくかであります。マスコミ報道、町広報誌、ケーブルテレビ、ホームページはもとよりありますが、なかなか周知できていないのが現状であります。関係者各位へ自宅訪問してでも支援の内容、声かけの行政サービスをすべきでないでしょうか。知恵を出し、行動し、いかに汗をかくかであります。

さて、次に、企業誘致であります。先般の12日の予算特別委員会の反対討論で、民間企業から人材派遣をし、進めたが、前進がなかったと、私、発言をいたしました。実際は、神河町に来る適者がなく進められなかったものであり、間違った発言をしてしまいました。ここに訂正し、おわびをいたします。

しかし、そんな状況の中で、古民家、空き家を活用してのテレワーク的なサテライトオフィスも選択に入れ、企業誘致を進めるような方向に出てきました。そのためには専門家の意見や業務委託は必要ではあるが、調査事項においては行政水準を引き下げることもあります。専門家に委託すれば何とかなるだろうではなく、全職員で乗り切ろうとの思いでなければなりません。今こそ若い職員の能力を発揮するときではないでしょうか。また、挑戦することが望まれます。作業過程での調査や苦しみを通し、今後の神河町の行政がどうあるべきかの向上にもつながると思います。新たな視点に立った行政の転換が求められます。さらなるまちづくりを期待し、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 38 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立多数であります。よって、第 38 号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第 39 号議案、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 39 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 39 号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第 40 号議案、令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 40 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４０号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４１号議案、令和６年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４１号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４１号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４２号議案、令和６年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４２号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４２号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４３号議案、令和６年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４３号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４３号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４４号議案、令和６年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４４号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４４号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４５号議案、令和６年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４５号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４５号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４６号議案、令和６年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４６号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４６号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４７号議案、令和６年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４７号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４７号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４８号議案、令和６年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４８号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４８号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第４９号議案、令和６年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第４９号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第４９号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第５０号議案、令和６年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第５０号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第５０号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩とします。再開を１０時３０分とします。

午前１０時０８分休憩

午前１０時３０分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

ここで、澤田俊一総務文教常任委員長より、審査報告における発言の訂正を求めていますので、発言を許可します。

３番、澤田俊一議員。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） ３番、澤田です。先ほどの第３２号議案、令和５年度神河町一般会計補正予算（第９号）の審査報告の際に、歳入のところで、栗賀小学校跡地整備事業を神河小学校と申し上げたようでございます。正しくは栗賀小学校跡地整備事業であります。ここにおわびし、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小寺 俊輔君） 以上、発言のあったとおり訂正となりますので、御了承願います。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に戻る前に、第51号議案、承認第1号及び承認第2号について経過を説明します。

承認第1号は、3月1日の本会議において町長から提案説明がありました。第51号議案、承認第2号は、3月14日の本会議において町長から上程され、提案説明がありました。第51号議案、承認第1号及び承認第2号の3議案は、本日質疑を行った後、討論と採決を行います。

それでは、日程に戻ります。

日程第7 第51号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第51号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと1点教えてください。

先日の提案説明の際には、病院の井上総務課長のほうから、医師や職員組合との協議が必要で初日に提案できなかったということなんですけども、実際、夜間業務の始まりの時間が、本来は5時15分であったものが5時のままであったという説明やったと思うんですけども、実際この手当の計算上、どちらの時間を用いられていたのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの夜間業務の部分で申し上げますと、条例上、午後5時から翌朝の午前8時30分までということが規定をされてます。

手当につきましては、医師については一律の4万円、それと、そのほかの職員については3,000円プラス深夜時間給掛ける4ということでございますので、時間数が15分増減するということでございますけれども、特に手当額については変更しなくてもいいという理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そうしたら、実際の手当額の計算をするときは5時からということで計算されよったということで理解していいんですかね。もうちょっとそこが分からんのと、もう一つは、実際病院としての勤務時間というのが、職員の方々の中で午後5時から夜間勤務というような考え方がもう定着していたのであれば、例えば日勤の方々の時間外手当、そういったものの計算の始まりが何時やったのかなというのが、その辺が疑問ですので、重ねてお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。夜間業務

については5時からという職員の認識であったというふうに理解しておりますけれども、あくまで平日の勤務時間については午後5時15分まででございますので、時間外手当の算出については、午後5時15分からの請求ということで今日までも対応してまいっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長、今までのといたしますか、現在のいわゆる夜間勤務の手当の計算上は、午後5時からの計算を今現在はされているという理解でよろしいですかね。5時15分からではなくて、5時からを計算しているという理解でよろしいですか。

先ほど、最初の答弁では、15分の変更なので金額には違いは起きないという答弁だったんですけれども、計算上、どこを基準にしてされてるのか分かればお願いします。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。大変申し訳ございません。平日の勤務時間につきましては午後5時15分まででございますので、基本的には夜間業務の手当については午後5時15分以降の手当と理解をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第1 第52号議案

○議長（小寺 俊輔君） それでは、議事日程第5号の日程第7が終了しましたので、議事日程第5号の2の審議に入ります。

追加日程第1、第52号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第52号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第10号）

.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 1 0 号）でございます。補正予算第 9 号以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、国におけます低所得者支援及び定額減税補足給付金制度によるものでございます。具体的には、低所得者の子育て世帯に、世帯内で扶養されている 1 8 歳以下の子に 1 人当たり 5 万円を加算給付するもの、住民税均等割のみ課税世帯に、1 世帯当たり 1 0 万円を給付するものでございます。

歳入の補正では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）の増額、次に、今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金の増額。歳出では、物価高騰対策低所得世帯支援給付金等の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 7 4 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 4 億 6, 8 0 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第 5 2 号議案の詳細を御説明を申し上げます。

まずは、9 ページを御覧いただきたいと思います。低所得者支援及び定額減税を補足する給付の制度の概要を表及び図で表してございます。この中で、今回の補正部分なんですが、赤色表示の(2)の部分ということです。低所得の子育て世帯、住民税均等割のみ課税世帯への給付というふうになってございます。これが制度の概略ということでございます。

次に、事業の概要につきまして御説明を申し上げたいと思います。8 ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、均等割の課税世帯分です。対象の低所得者の定義でございますが、令和 5 年度分の町民税均等割のみが課税されている世帯、もしくは均等割のみ課税されている者と均等割が課税されていない者で構成されている世帯でございます。給付につきましては、1 世帯当たり 1 0 万円、対象世帯につきましては、3 7 0 世帯を見込んでございます。

事業費でございますが、4, 1 0 2 万 1, 0 0 0 円。財源の内訳としまして、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）3, 7 9 2 万 5, 0 0 0 円、そして一般財源は 3 0 9 万 6, 0 0 0 円となります。一般財源が伴うのは、事務費の補助につ

きまして1世帯当たり2,500円の上限となっているからでございます。

続きまして、その下になりますが、子育て世帯加算分でございます。対象の低所得者の子育て世帯の定義でございます。令和5年度分の町民税均等割が非課税となる世帯、令和5年度分の町民税均等割のみが課税されている世帯、もしくは均等割のみ課税されている者と均等割が課税されていない者で構成されている世帯でございます。給付につきましては、子供1人当たり5万円の加算、対象者は250人、そして230世帯を見込んでございます。なお、対象の子供の要件でございますが、平成17年4月2日以降に生まれた子供となっております。

事業費ですが、1,642万6,000円。財源の内訳が、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）1,307万5,000円、そして一般財源が335万1,000円でございます。一般財源が伴っておりますのは、均等割のみ課税世帯と同様の理由でございます。

次に、基準日なのですが、両事業とも令和5年12月1日となっております。

続きまして、4ページのほうをお願いをいたします。繰越明許費の補正となります。事業費、補正額になりますが、4,102万1,000円と1,642万6,000円を合わせました合計5,744万7,000円を、全額を繰越しをさせていただきます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。7ページをお願いをいたします。歳入です。15款国庫支出金、総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）5,100万円の増額です。

19款繰入金、財政調整基金繰入金ですが、644万7,000円の増額で、今般の補正の財源調整のため増額するものでございます。

これによりまして、補正後の基金の残高見込みを申し上げます。17億431万3,000円でございます。17億431万3,000円でございます。

続いて、歳出でございます。3款民生費、社会福祉総務費でございます。需用費・役務費で44万7,000円、システム改修の委託料が750万円、物価高騰対策低所得者世帯支援給付金、均等割のみ課税分3,700万円、子育て世帯加算分が1,250万円、合計で4,950万円の増額となります。

以上で詳細の説明を終わらせていただきまして、少し給付のスケジュールにつきまして簡単に申し上げたいと思います。

まず、議決をいただきましたら、4月の下旬にシステム改修と対象者の抽出を行いたいというふうに計画をしております。そして、5月の中旬、対象者に対してプッシュ型で確認書を送付をさせていただく予定としております。

それで、給付のほうなのですが、5月の中旬、連休明けぐらいになるとと思いますが、給付金の支給を開始させていただきたいと思います。できるだけ速やかに給付のほうが終わるように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上、簡単でございますが、詳細について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。ちょっと 2 点確認させてください。

提案説明で、繰越明許費の説明がなかったんですけども、全額繰越しをされるというふうに理解してよろしいですねということと、提案説明で、基準日が令和 5 年 1 2 月 1 日現在に住民票がある世帯ということで規定がありました。年度もまたぐわけで、それ以後に神河町から転出される方、申請日まで転出される方、これについてはどのような対応をされるのか、この 2 点を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、1 点目の繰越明許費のほうですが、議員申されましたように、全額を繰越しをさせていただく予定としております。1 点目につきましては、明許費を全額繰り越しするということでございます。

2 点目のほうなんですが、2 点目につきましては、健康福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。令和 5 年 1 2 月 1 日に住民票のある世帯が転出された場合につきましては、転出された住所のほうへ確認書をお送りし、また給付をさせていただきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） ということは、転出された方も対象になるということで理解していいですね。逆に、それ以降に転入された方については、もともとの住所地での扱いというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。転出された方については、1 2 月 1 日以降に転出された方については神河町で支給をする、1 2 月 1 日以降に転入された方は元の市町村のほうで支給をされるということになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。せっかく資料が出てますので、もう 1 点だけ、分かる範囲で教えてください。

これ以降、令和 6 年の住民税の情報を基に、新たに非課税世帯となる者、また、特別

減税が引き切れない方への対応というのが令和6年度に出てくるんですけども、今後のスケジュールについて、9ページのこの表の右半分のスケジュール、大体いつ頃になるか把握されていたら教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。残ってる部分、3番、4番というところで、新たに非課税となる世帯の部分と、それから定額減税の減税、引き切れない部分でということでございます。これについては、この対象者を特定するのが、税の情報を基にということでございますので6月基準ということになります。ですが、これに合わせて事業費等の算出を今やってるところでございまして、システム改修等につきましては、そういった部分も含めて財源の措置を早めにさせていただけるようにということで、今のところは6月の段階で財源のほうの補正を提案させていただきたいなというふうなスケジュール感を持ってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 承認第1号

○議長（小寺 俊輔君） 議事日程第5号の2の審議が終わりましたので、議事日程第5号に戻ります。

日程第8、承認第1号、第2次神河町長期総合計画後期基本計画の策定の件を議題とします。

承認第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。私、プリントアウトしてますんで真ん中辺、プリントアウトでいうと43ページあたりの子育てのところですよ。真ん中ほどにあります。

(2)番子ども・子育てへの多様な支援、こういった取組をしますということで丸ポツがいっぱいあって、子育ての今後のこういう施策を図りますとか、支援しますとか、こう

いったことが書いてございます。この中で、私が思いますのは、ほかの議員も言われていますけども、給食費の無料化の件です。無料化までしますとは、もう当然当局も考えておられないのは知っています。私が思うんでしたら、例えばこの主な取組のポツの一つに、学校給食の無償化について研究します、研究します、これぐらいは入っていてもいいんじゃないかなと思うんですけども、これを作られたのは審議会の皆さんで作られています。審議会の中での給食費の無償化というような議論、そういう状況はどうやったんでしょうかね、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この給食費の無償化については、審議会の中では意見は出ていなかったというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 意見がなかったら書きようがないということで、それは十分理解します。この計画書ではこうしかならないことも理解します。

ただ、例えば松岡議員、藤森議員も無償化については言われとるんですね、私も同感なんですけど、現在、相生、加西、町でいうと香美町、新温泉町、これが小中完全無償化やっています。令和6年度からは加東市が新たに小中、給食の無償化をやります。それから、中学校だけに限ると、明石市とたつの市がやられています。これは中学校だけということで、41自治体あって7つぐらいじゃないかという話かもしれませんが、私が思うのは、市川町が新町長、津田町長になられまして、公約で給食費の無償化を上げられています。令和6年度予算についてはまだ上がっていませんが、4年の任期中に実施される可能性もあるだろうなと思うんですね。いや、されたらええと思うんですよ。そして、転入・転出、移住者の関係、移住者が神河町に住むのか市川町に住むのかとなったときに、おっ、給食費無償化じゃないか、市川町となったときに、非常に神河町としてはよろしくないですね。そういうことがありますんで、この後期基本計画には書いてないですけども、実施しようと思えば何も実施できるんであって、ちょっとその辺の今後の考え方、これについて載ってないのは仕方ないです、審議会での議論結果ですから、それは認めます。今後、ここに載ってないけども、状況によっては考えますよとか、そういった町の考え方についてお尋ねをします。これは町長か副町長、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

御意見としては承らせていただきます。県内の状況についてもいろいろ調査されているということで、私どももその情報は、確認はしているところでございます。

その中で、一般質問、本会議の中でも申し上げたところでありますが、やはり例えば香美町においても特定財源といいますか、ふるさと納税の財源を活用されているということでありましたし、香美町の町長さんも、このふるさと納税のほうが減額になってく

ると、これまた新たな財源確保をしなければいけないというふうなことも言われておりました。

その学校給食無償化という点については、県下でそれだけ増えてきているということと併せまして、私もこれまで答弁をしましたけども、町村会としても、あるいは西播磨市町長会としても、地元選出国會議員であるとか、そういった要望会の中で、やはり学校給食について、それぞれ自治体独自で無償化というふうな流れがかなり出てきているというふうな中で、それが、財源が確保できるところはそういうふうは無償化できるし、財源確保できないところはいつまでたってもできない、そういうふうなところで不均衡が生じてきているというのはどうなのかというふうなことも含めて、やはりそういった部分について、ここはしているしていないというところで人が動くということではなしに、国として、やはり学校給食費についてどうあるべきなのか、この少子化の対策をしっかりと打たなければいけない、異次元の子育て環境だと言ってる中で、やはり国においてももう少し具体化をすべきではないかなというふうな意見も申し上げてきているところでございます。

ただ、隣の町でそのようになったときに、どのような人の移動があるのかというふうに考えると想像できるわけでございますので、今後、神河町として本当にどうあるべきなのかというところは今後も議論をしていかなければいけない、そういう認識にあります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。細かなことをちょっとお尋ねするんですけども、5 6 ページのところ、生涯活躍の推進という(4)の項目がありますけれども、目標指標として生きがいを持っている高齢者の割合、これ2 3 年度で実績値が5 1. 1、これパーセントですね。目標値が2 0 2 8 年度で9 0. 0 となっています。その下の月1 回以上地域活動に参加している人の割合も、2 0 2 8 年度では9 0. 0 %。ところが、3 段目の老人クラブの加入率が、2 3 年度の実績では7 1. 8 が、2 8 年度では6 5 に下がってるんですけど、これは何かいろんな条件等を考えられてのことでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この老人クラブの加入率につきましては、5 年前の調査では8 2. 1 %が現在7 1. 8 %というふうなところで、やはり6 5 歳もしくは7 0 歳ぐらまで最近働いてる方が非常に多くなってきているということもありまして、老人クラブへの加入率が下がっているということも踏まえての数字というところで目標設定とさせていただいてるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） １番、小島です。分かりました。将来的な見込みとして、年代層が、実年齢が少なくなってくると、入る人が少なくなってくるということを見越しての数字だと理解しておきます。

それからもう一つ、全体的なところですけども、それぞれ実績値、目標値があるんですけども、これ実際に各分野、あるいは各グループというんですか、具体的にどういうふうにして実施される、施策を組んでいかれるのかいうところも、もちろん目標ですから、こういう目標に向かいますよというのは分かりますけれども、目標値としての数字が上がっている以上、それに近づけるような努力が必要だと思うんですけども、どのような、具体的にされるのかということ、分かっていたら教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この目標値につきましては、担当課のほうに、今の実績も含めて、目標値幾らですかというところを投げかけた上で、各担当課のほうでそういった目標値の設定をしていただいているというふうに認識しております。そういった部分では、各課の中で目標値に向かってやっていくことが大事なかなというふうに思っております。

あと、もう一つは、この中でも読書をするのが好きな人の割合というところがあります。そこにつきましては、このたび、栗賀小学校跡地に公園・図書コミュニティ施設がありますので、目標値が少し低いのではないかなというふうな御意見も審議会の中でいただきまして、それも原課のほうに投げかけて目標値を設定させていただいたというところがございますので、これに向かって各課で努力をしていくというところがございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。各課長から答弁いただきますか。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方。

５番、安部議員。

○議員（５番 安部 重助君） ５番、安部です。私、一般質問でも問い合わせさせていただいたんですけども、前期で人材育成、次世代を担う人材育成についてはゼロ％という形の回答を言われまして、まず、それを今後、この後期にどういうふうにして数字を上げていくのか、その辺の目標があったら教えていただきたいです。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この子育てのところの部分につきましては、この計画の中にもありますとおり、非常に高い目標値を設定をしているというところも一つの原因かなというふうに思っております。そういった部分で、この子育て環境につきましては、今回も入学祝い金のこともありましたけども、先ほど給食費の話も出ておりましたけども、そういった部分も含めて、高い目標値を設定して、これから取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたい

というふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。まあまあ目標値を高くいう設定はいいかも分かりませんが、それでも達成できなったら何ぼでも、半分でも達成できなったら何の意味もございませんので、ただ目標値だけ高かっても、達成できなったら何にもならないということなんですけど、これについていかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。原課のほうには、この5年前の数値も、先ほど私、小島議員さんに話もしましたけども、その数値も出してます。そして今回の数値、そして目標値も含めて出してますんで、そういった過去の部分から振り返って、原課のほうではこの目標値に向かってこういった取組をしていくのかというところは検討していただいておりますんで、5年、10年という部分では、その目標値上がっていくように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。5年後、達成がどの程度できとるのか期待しておりますので、どうぞ頑張ってください。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この計画につきましては、住民アンケート、また町民代表の方々の意見をまとめられて、今後の目標値、5年後の目標値、また具体的な主な取組の事例も上げられた計画ということで、今後、先ほど総務課長が言われたように、各課がこの目標値を超えられるように個々に取り組んでいくということで、この計画を基に毎年度ごとの計画、各課、原課における計画というのは大変重要になってくると思うんですね。ですけども、その中で、5年後にアンケートを取らないと分からない目標値もありますが、毎年、目標値を達成しているかというのはよく分かる項目もございますので、この辺のところは総務課で取りまとめるなり、各課の常任委員会での事務調査等で、何らかの形で年度ごとの報告をお願いしたいなというところです。でないと5年後、結局できませんでしたじゃなしに、やはりその目標値、1年目でここまで来ました。その中で我々も意見も申し上げて、原課も考えて次の改善策を見つけていくというのが本来、このプランを達成するための手順やと思うんです。そういうことで、我々への報告もですけれども、年度ごとの進捗の検証、それをどのようにされようと思っているのか、まずそれを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この長期総合計画につきましては、大きな流れというふうに思っております。そして、この下に各課が、このたびも

介護保険とか障害者計画とか策定しておりますけれども、そういった計画、細かな計画が、要は進捗状況を管理をしていくものというふうに考えておりますので、基本的には各課のほうでそういった、この長期総合計画の下にある計画の中で管理をしていくものというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そういう意味では、議会としては、各常任委員会で各項目について所管事務がどう進んでいるのかというところを定期的にまた見させていただくということですが、所管課におかれてはやっぱり、この目標値の達成状況を、年度末というんですか、予算時期ぐらいには把握していただくということをお願いしたいと思うんですけど大丈夫でしょうか。副町長、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。当然目標ですので、達成するために努力をするということになります。私のほうでも、一部ですが、重要目標管理とかという部分を取り組んでおりますので、併せて年次的に見ていきたいと思います。また御報告もさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ページ数で申しますと、65ページになります。医療体制の充実というところで、病院と立岩先生の絵が出ている、このページです。ここの主な取組で、ポツの下から3つ目、へき地医療拠点病院指定に向けた取組について検討を進めますと記載がございます。現在、公立宍粟総合病院、市立西脇病院がへき地診療の医療拠点病院に指定を受けておられるようですが、これを受けることによる公立神崎総合病院のメリット、これについてお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。まず、このへき地医療拠点病院とはどういった病院かというところの説明をさせていただきますが、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣であったり、僻地の医療に従事者に対する研修であったり、また遠隔診療、患者さんが御自宅にしながら病院とのオンラインの中で診療を受けるとか、そのような支援が実施可能な病院を県単位で病院として指定して、僻地医療の支援機構の指導・調整の下に各種事業を行って、僻地における住民の医療を確保する病院というふうな位置づけとされております。

ただいま御質問ですけれども、どういったメリットがあるのかというところですが、僻地の診療所等から紹介された患者を、その期間、病院の医師が診察する場合に診療報酬上の加算があるなど有利な点があるということ。それと、医師の臨床研修や医学教育の分野において、この指定を受けていることで医師の育成・教育に適した教育医療機関であるということが明確になって、若い医師が指定を受けた病院に集まりやすく

なると考えられるということもあるそうでございます。３つ目といたしましては、都道府県が定める医療計画の中で、優先的に医師を配置すべき医療機関として位置づけられるような点、この３点ほどがメリットとして上げられるそうでございます。以上でございます。

○議員（６番 吉岡 嘉宏君） はい、分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

７番、松岡議員。

○議員（７番 松岡 宣彦君） ７番、松岡です。読んでましたら、今後の町にとっていろんなことを改善していきたいという点はあるんですけど、その中の基準になるのは１９ページ、２０ページあたりからのアンケートの結果だと思うんですけど、このアンケートを取られたのは、町内に在住の方からアンケートを取られたということですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。１９ページにあるとおり、町内に在住の方からアンケートを取らせていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（７番 松岡 宣彦君） ７番、松岡です。非常に難しいかもしれないんですけど、この町から出られた方、若い人、それからそうでない壮年の方、いろんな方が神河町から外へ転出された方もいらっしゃるんですけど、非常に難しいかもしれないんですけど、本当の気持ちというか、考えを、よくないほうの点でいえば、転出された方の意見が欲しいと。その意見を集めるのにどういう方法がいいかと言われたら私も分からないんですけども、一応もう今から考えて、転出届を出された方にアンケートを書いてもらうとかいう方法も取れると思いますんで、いい、よい、神河町が好きだというアンケートよりも、実際本当に大切なのは、嫌だというわけじゃないんでしょうけども、いろんな諸事情で転出された方の意見が重要ではないかと思うんで、その方たちのアンケートをどうにかして取っていただきたい、そういうふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この資料の２４ページのところに、住みたい理由、住みたくない理由、これは中学生のアンケートというところであります。そういったところで、家がある、また愛着があると、家族があるというふうなところですけども、一方で、住みたくない理由というところが、買物など日常生活が不便、公共機関の便が悪いというところが大きなところになっております。こういった、今、中学生が、そのようにやっぱり中学生自身も感じてるところは、大変町としては重たい大きな意見かなというふうに考えておりますんで、こういった部分をやはり改善していくことが、これからのまちづくりにつながるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 7 番、松岡です。おっしゃることはよく分かります。

このアンケートも、もっと確実なアンケートの結果を取ろうと思えば、各年代によっても違うと思うんですね。だから中学生、それから学校を卒業して就職されるぐらいの年齢の方、そしてまた、よく周りを見てみると、退職をされて、あとの余生を神河町へ帰ってきて送りたいんだという人も結構いらっしゃるんですね。だからそういう年代別にも取ってもらうことも大事ですし、僕が思うのは、こういう資料を作る場合には、一番基本となるのがアンケートじゃないかなと思いますんで、ぜひいろいろと知恵を絞っていただいて、正確な、充実したアンケートの結果を見せていただきたいと、そういうふうに思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この住み続けたくない理由というところですけども、個別に町民の方にも同じような設問をしております、アンケートとしましては年代ごと、10代、20代、30代というふうなところも、アンケートごとに把握はしております。そういった中でやはり、50代以外は買物などの日常生活不便だからというのがやはり一番大きいんですね。50代については公共交通の便が悪いというのが実はトップなんです。そういったところも踏まえて、アンケートについては把握もさせていただいてますんで、やはりこういった、特に働いている方、そういった世代の方の意見も踏まえて、また今後、考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

吉岡議員はもう3回使われてるので。

ほか、質疑のある方ございませんか。質疑終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、承認第2号、公立神崎総合病院経営強化プランの策

定の件を議題とします。

承認第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先日の提案説明では、このプランについては総務省が求めるもので、全国の病院統一の項目で町が作成するというふうに理解ができました。前にはロードマップというようなことを言ったんですけども、統一の項目ということですので、ロードマップがないというのは理解はするんですけども、特に今後の当院の果たすべき役割の、58ページにイメージ図がありまして、特に一定の期間入院された方が、他の病院または在宅にという選択肢に加えて、慢性期の病棟、病床を設けられるという部分と、あとは、在宅になられた方についても在宅医療が始まっていくと、こういう、5年後の姿ということで私は見とんですけども、慢性期の病棟の確保ですとか在宅医療というのは、大体现段階ではいつ頃からというふうなことが今言えますでしょうか。5年先のこれは絵ですので、その間、大体いつ頃からというのが教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。ただいまの御質問に対しまして、明確なお答えはしかねるんですが、先日も申し上げましたとおり、現在、病院の課題というところを中心に、経営改善計画というものを策定しております。もう終盤にかかっておりますが、その中のアクションプランでそれぞれの具体的な項目についてロードマップを作成しておるところです。

今御指摘のありましたところですが、5年後というほどの遠い先ではなくて、もうしばらく、6年度中には何らかの着手をしてサービス提供が開始できるものと現段階では見ております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。経営強化プラン最終案、全部読みました。一番最後に用語集がついてまして、非常にいいなと思いました。一タインターネットで調べんでええからね、よかったと思います。長期総合計画も欲しかったなと、そんなことを思いますが、質問は、こっちでいきましょうか、概要版でいうと、概要版の9ページ、経営形態の方向性というのがありまして、経営形態の方向性は、地方公営企業法を使うということは分かります。独立行政法人というやり方で完全民間もありますけど、それをやってしまうと急激に給料が下がったり危ないと思うんで、僕はこの考え方でええな思うとんですけども、それで、今は一部適用という形になってまして、財政だけ町が関わるということなんですけども、素人考えで申し訳ないんですけども、全部適用になると、予算、人事も病院が主体者になってできる。そっちのほうの方が便利というか、仕事が病院にとってはしやすいんじゃないかなというふうに、素人考えで悪いんですよ、

そういうふうと思うんですけど、今後、一部適用でいくのか全適用にするのか、そこらのお考えについて、事務長、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。一部適用か全部適用かというところですが、どこからまいりましょうか。また、もちろん結論は、これからの検討の後ということにはなっております。

私の思うところでは、と言いながら、町の内部でもおおむねの方向性は一致しているかなと思うところでもあるんですが、このまま一部適用のほうが望ましいだろうというところでは。

全部適用になりますと、多くの観点で比較をしましたところ、一部適用と全部適用の違いが明確に表れるポイントが3点ございます。それが、一つが経営責任の在りかですね。一部適用ですと、当院の場合ですが、町長になります。全部適用になりますと、町長が任命することになります事業管理者、病院事業管理者と呼ばれると思うんですが、その事業管理者に経営責任が移りますということで、町長の病院に対する経営の責任が緩和されるというところが一つございます。

もう一つが給料ですね、給与と言うほうが正確かもしれませんが、一部適用ですと、基本的には町で一本の給与制度に基づくと思います。ですが、全部適用になりますと、病院事業管理者が決定できるということになります。これらはあくまでも法的な部分による違いになるんですけれども、実際は均衡の原則というのが働きますので、また議会のチェックも働きますので、あまりそれらを崩すような、突拍子な給与体系にはできないところはもちろんございます。ですが、制度的には、全部適用になると事業管理者が町の制度から離れて決定できるということにもなります。

最後に、契約面でございます。一部適用の現在は、契約は基本的には町長ということなんです。専決等ございますので下位の職員に権限を委譲しているところもございますが、基本的には町長。一方、全部適用になりますと、事業管理者ということになります。

この3点が大きく違う、違いが表れるところでございますが、私が思うには、現在の病院の課題というところを中心に考えますと、町から離れての独自性を出すというステージにはまだないのかなと考えておりますので、しっかりと町のガバナンスの下で病院を経営していく、しっかりとしたサービスを住民に提供していくというところは現在のステージでは重要なのかなと思いますので、一部適用でいくほうが望ましいと考えるところです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 発委第1号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、発委第1号、神河町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。発委第1号の提案理由について御説明申し上げます。

地方自治法第92条の2で規定する町議会議員と町との請負禁止規定が令和4年12月10日開催の国会において議員立法により改正され、令和5年3月1日から施行されました。具体的には、議会の適正な運営を確保する観点から、政令で定める額、年間300万円の範囲内で、議員個人による神河町に対する請負が可能となりました。これに伴い、令和4年12月16日付総務大臣通知で、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることのないよう、例えば条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金額の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であることとの助言がなされたところです。これらを踏まえ、本条例は、神河町議会議員と神河町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に条例を制定するものです。

条例の主な内容は、請負の状況報告は第2条第1項で、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における神河町に対する請負について議長に報告することと規定しています。

報告内容は、同項第1号で、アとして請負の対象となる役務、物件等、イとして契約締結日、ウとして契約金額、エとして対象の会計年度において支払いを受けた総額とし、同項第2号でエに掲げる総額の合計金額と規定しています。

状況報告の内容の公表について、第3条で、議長は報告の一覧表を作成し、公表しなければならないと規定しています。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における

請負から適用となり、第1回目の請負状況の報告は、令和7年6月1日から同月30日までの間に行われることとなります。

以上、発委第1号議案の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明が終わりました。

発委第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第11 発委第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、発委第2号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

民生福祉常任委員会、小島義次委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員長の小島です。発委第2号の提案説明をいたします。

発委第2号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

消費者白書によると、特定商取引法対象分野の消費生活相談は全体の54.7%を占めており、高齢者の訪問販売及び電話勧誘販売被害が多い。さらに認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対策が必要である。また、インターネット通販に関するトラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は20歳代において高い比率を占めており、成年年齢の引下げにより、今後、被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するため、特定商取引法の改正を行うよう強く求め、意見書を提出いたします。

以下、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

「特定商取引法平成２８年改正における５年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書。

特定商取引法、以下「特商法」と言いますが、その２０１６年（平成２８年）改正の際、附則において、いわゆる５年後見直しが定められました。２０２２年（令和４年）１２月に同改正法の施行から５年の経過を迎えました。

令和４年版消費者白書によると、消費生活相談は８５万２,０００件で、ここ１５年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の５４.７％に上る。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、６５歳以上の高齢者の相談の割合は６５歳未満の割合の２倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が４８.６％を占めている。これは令和４年版の消費者白書のところです。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対策が必要である。

また、令和４年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の２７.４％と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は２０歳代において高い比率を占めていて、２０２２年（令和４年）４月の成年年齢の引下げにより、１８歳から１９歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

１、訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

２、ＳＮＳ等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はＳＮＳ事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

３、連鎖販売取引について、国による登録・確認等開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和６年３月２２日。兵庫県神崎郡神河町議会。

３ページをお願いします。提出先については、内閣総理大臣をはじめ５名の方でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明が終わりました。

発委第２号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発委第2号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第13 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第117回神河町議会定例会を閉会します。

午前11時44分閉会

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今次定例会は、2月29日に開会され、本日までの23日間の会期でありました。

町長から提案されました案件は、条例改正、各会計補正予算、令和6年度各会計予算、中播消防署北部出張所用地取得など計55件、また、議会からは、委員会発委による条例制定1件、意見書の採択1件の計2件でありました。提出された議案並びに委員会発委は、全て議了しました。

令和5年度一般会計補正予算（第9号）は総務文教常任委員会に、令和6年度各会計予算は予算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも長時間にわたり精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し、厚くお礼申し上げます。

議員並びに執行部各位において、終始極めて慎重なる審議によりまして適正妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には5名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。

審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和6年度神河町一般会計予算では、国の重点支援地方交付金を活用した学校給食費等支援事業や、県補助金を活用した縁結び事業の拡充など、少子化対策や子育て世帯の応援政策など新規事業を盛り込んだ予算が可決されました。いずれも最重点施策である2050神河将来ビジョン、神河町地域総合戦略に即し、誰一人取り残すことなく、安全・安心に神河町に住み続けていただけるための予算であります。諸物価高騰の影響や世界情勢の不安要素もあり、予算編成時には想定できない事態もあろうかと思えます。事業執行に当たっては、速やかな対応、執行をしていただきますようお願いいたします。また、常に事業の効果の検証、問題点の把握をし、ベストな施策を模索しながら事業執行に当たっていただきますことを併せてお願いしておきます。

まだまだ寒暖差が大きく、気候は安定しませんが、桜のつばみも膨らみ、新しい門出や新年度に向けて躍動する季節を迎えようとしています。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第117回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして、一言お礼を兼ねまして御挨拶を申し上げます。

2月29日から開会いたしました今定例会は、条例制定・改正ほか、令和5年度各会計の補正予算、令和6年度各会計予算及び各種計画策定・承認など、全ての案件につき

まして承認、可決賜り、誠にありがとうございました。今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言をしっかりと受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行を基本に、さらなる地域創生事業の強化推進につなげていく所存でございます。

さて、新年度がスタートいたします。改めて神河町のまちづくりのコンセプトである交流から関係、そして定住政策のさらなる強化、将来にわたり元気な神河町であり続けるためにも、これまで以上に人口減少対策事業推進にスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。そのためにも、クールチョイスなまち宣言の下、SDGsの理念である持続可能なまちづくり、カーボンニュートラル、脱炭素社会確立をキーワードに、令和4年度に策定しました2050神河将来ビジョンの実現に向け、神河町地域創生総合戦略、また、本定例会で承認いただきました神河町長期総合計画後期基本計画により、キラリと光る神河町を創造してまいる決意でございます。

特に、重要施策である令和7年オープンの粟賀小学校跡地活用公園・図書コミュニティ施設建設、人口減少、出会いの場の創出と子育て支援推進、山・川・田園の再生、脱炭素、SDGs、施策の見える化、デマンドバスなど公共交通の事業化とJR播但線利用促進、そしてスクールバスの検討、河川環境整備の推進、そして病院健全運営に、まずはしっかりと集中することといたします。議員各位には、引き続きの町政に対する御支援、御教示賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、17日に7シーズン目を終了しました峰山高原リゾートホワイトピークは、記録的な暖冬という厳しい気象条件の中、但馬方面では深刻な雪不足ではありましたが、自然雪と46台の人工降雪機による安定した積雪とコース管理により、過去最高でありました昨年の6万3,700人には届きませんでしたが、5万5,000人の来場者を迎えることができました。また、関西圏のスキー場21か所中、峰山高原リゾートホワイトピークは5番目の入場者となりました。標高930メートルから1,070メートルの立地条件により、暖冬の中でもスキー、スノーボード、そして雪遊びを楽しめる環境をつくり出すことができたことは、引き続き安定した施設運営につながるものと期待しています。

ホワイトピークは、春からはグリーンピークに衣替えをして、高原を楽しめるアクティビティーとキャンプなどでにぎわいを見せてくれることでしょう。また、これから月末には桜華園のさくらまつり、そして新田ふるさと村、越知谷アグリキャンプ、グリーンエコー笠形、ヨーデルの森もトップシーズンに向かってにぎわってまいります。町民の皆様をはじめ多くの方々の入場を創出するためにも、観光協会との連携を強め、情報発信に努めてまいります。

4月に入りましても、まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただきまして御活躍されますことをお祈り申し上げまして、定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時53分
